北海道告示第10094号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第１項に規定する医師から、次のとおり従業場所の変更の届出があった。

「次のとおり」は、省略し、その氏名、診療科目、従業場所及び変更年月日は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課、北海道立心身障害者総合相談所並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部社会福祉課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和８年(2026年)１月30日

北海道知事　鈴木　直道